

## 2月は「化学物質管理強調月間」です

～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～

化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等ができていますか？

次の1～7の事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

各項目の解説は裏面をご覧ください。

| 事業場名称   | 業種   |                             |
|---|--|-----------------------------|
| 所在地   | 労働者数   | 計人<br>うち派遣労働者人<br>うち外国人労働者人 |
| 担当者職氏名  | 電話番号   |                             |
| 1 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。    | R A対象物を取り扱っている<br>R A対象物を取り扱っていない<br>把握していない |                             |
| 2 化学物質管理者を選任していますか。                                     | 選任している<br>選任していない                            |                             |
| 3 R Aを実施していますか。   | 実施している<br>実施していない                            |                             |
| 4 R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。                            | 行っている<br>行っていない                              |                             |
| 5 安全データシート（S D S）とR Aの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。           | 行っている<br>行っていない                              |                             |
| 6 （保護具を使用している場合）<br>保護具着用管理責任者を選任していますか。                | 選任している<br>選任していない                            |                             |
| 7 （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）<br>ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。 | 行っている<br>行っていない                              |                             |



## <解説>

1 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。

R7,R8追加分

令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は[こちら](#)のリストをご覧ください。



令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、[こちら](#)のリストをご確認ください。



2 化学物質管理者を選任していますか。

令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。

化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



3 RAを実施していますか。

リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。

下のQ&Aも参照してください。



Q1-1 [なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。](#)

Q1-2 [リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。](#)

厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。

次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_をつけてください。

・[業種・作業別マニュアル](#)

・[建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル](#)

業種・作業別マニュアル

建設業の業種・作業別マニュアル



4 RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

法令に講すべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。

下のQ&Aも参照してください。

Q12-1 [リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)

Q12-2 [リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)

のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_をつけてください。



|   |   |   |
|---|---|---|
| 5 | <p>安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p> <p>化学物質を取り扱う労働者が常時 SDS を確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p><a href="#">Q15-1 入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</a></p> <p><a href="#">Q15-2 ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p> |    |
| 6 | <p>（保護具を使用している場合）</p> <p>保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>   |    |
| 7 | <p>（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）</p> <p>ラベル表示を行い、SDS 等による通知を行っていますか。</p> <p>化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDS の交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p><a href="#">Q13-1 SDS はいつ交付しなければならないのか。</a></p> <p><a href="#">Q13-2 ホームページで SDS を提供しても良いか。</a></p>          |  |